

第3期大野城市地域福祉活動における市民活動推進計画 みんなで動こう動けば変わる 【概要版】

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画の背景・目的等

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく「地域福祉計画」の一部として、また、同法第109条の規定に基づく社会福祉協議会の活動計画である「地域福祉活動計画」として策定。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することにより、効果的な地域福祉の推進を図っていく。計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間。

(2) 第2期計画の達成状況と課題

第2期計画では、重点事業として11事業を実施し、おおむね計画どおりに成果をあげた。

そのうち3事業については、第3期計画においても重点事業として計上し、引き続き拡充や改善を実施していく。

また、その他の事業については、実施方法、内容がほぼ固まったものとして、今後は通常事業として取り組む。

第2章 計画の概要

基本理念は一部見直しを行い、基本目標は第1期、第2期計画を継続。

(1) 計画の基本理念

基本理念 多彩な人材が地域で活躍 支え手と受け手を超えて～ともに生きる地域社会の構築～

「誰もが自分らしい生き方を求め、安心して幸せに暮らしていける地域社会」の実現のために、あらゆる市民が地域福祉活動に参加する機会が保障される環境整備、全世代を対象にした包括支援体制の整備を進める。

(2) 計画の基本目標

基本目標1 知ることから始めよう

地域の福祉課題などについて、市民は正しい知識を得て、自分の地域で起きている様々な問題を知り、理解することが地域福祉の出発点となる。市民に対して、福祉について学ぶ機会や考える機会を提供し、住民主体の地域福祉を目指す。

基本目標2 人と人をつなげよう

世代を超えたボランティア間の交流を深め、お互いを理解し合い、若い世代に対するボランティア活動への参加促進の取り組みを強化するとともに、持続可能なボランティアセンターの構築を目指す。

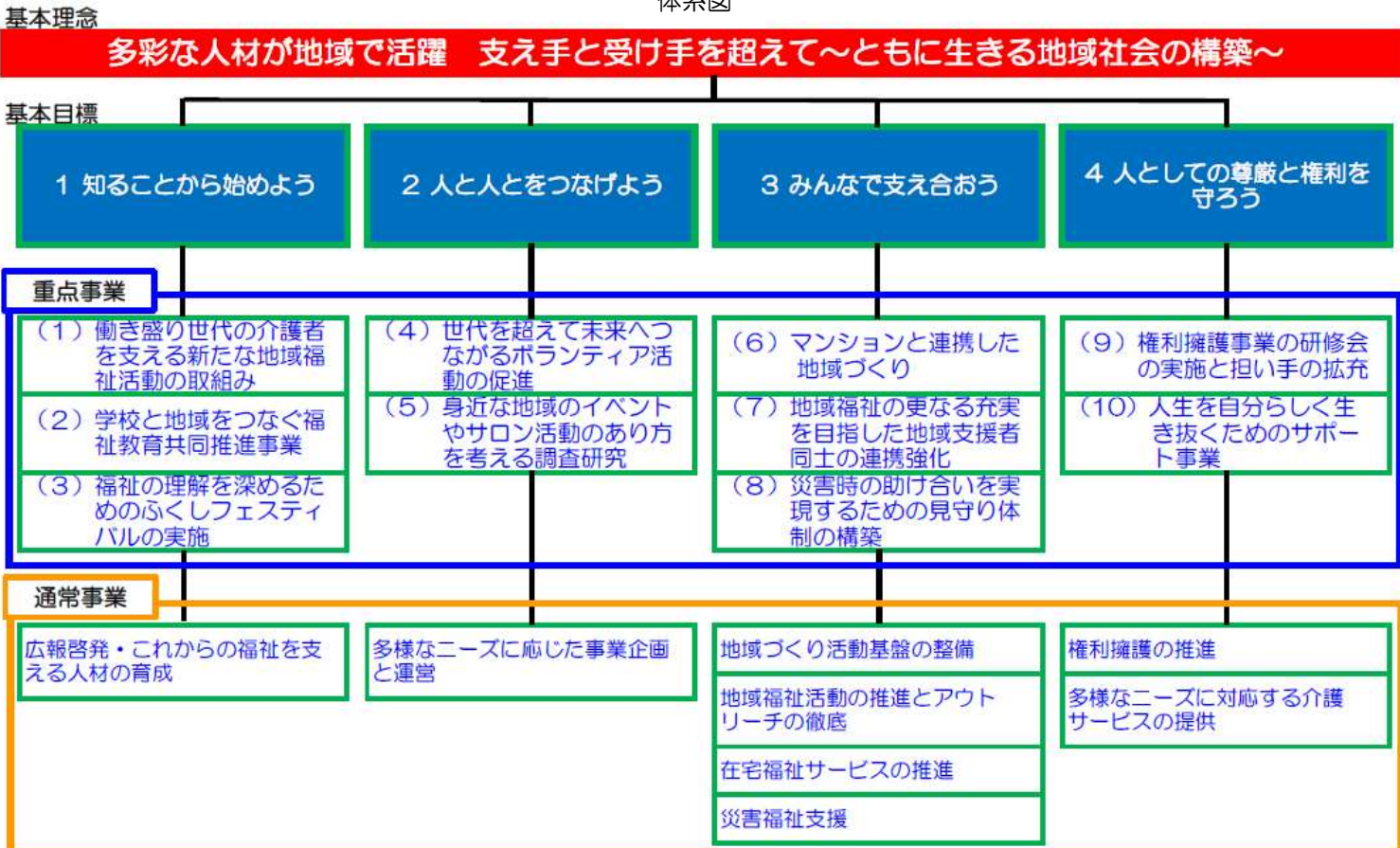
基本目標3 みんなで支え合おう

地域の福祉課題の解決にあたっては、市民一人ひとりもその役割を担っていくという意識を持つことが重要である。市民が支え合いの心を持つことで、お互いに助け合うことができる地域づくりを目指す。

基本目標4 人としての尊厳と権利を守ろう

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを進めていくためには、地域での支え合いに加え、専門機関による支援も必要である。地域のネットワークを活かしながら、権利擁護事業を充実していく。

体系図



第3章 重点事業・通常事業

基本目標の達成に向け、下記の重点事業を記載し、また、8項目の通常事業を記載。※通常事業の詳細は計画参照。

(1) 働き盛り世代の介護者を支える新たな地域福祉活動の取組み（新規事業）

《実施事業》働き盛り世代に特化した、土日や夜間に実施する「介護講座」、介護者同士のつながりを支援するコーディネート

《今後の方向性》講座や啓発活動などを通じ、介護者が安心して仕事と介護の両立ができるための支援を実施

(2) 学校と地域をつなぐ福祉教育共同推進事業（継続事業）

《実施事業》福祉教育共同推進事業（福祉教育推進校、福祉教育研修会、福祉職場体験、インターンシップ支援）

《今後の方向性》市、社協、学校、地域が連携、協働した、子ども達が福祉に触れたり学んだりする機会の提供

(3) 福祉の理解を深めるためのふくしフェスティバルの実施（継続事業）

《実施事業》ふくしフェスティバル

《今後の方向性》啓発効果が高く、幅広い層の市民が参加できるイベントを実施

(4) 世代を超えて未来へつながるボランティア活動の促進（新規事業）

《実施事業》（仮称）young ボランティアセンター運営委員会の設置、大学ボランティアセンターとの連携、ボランティアエントリーシステムやSNSを通じたボランティアコーディネートの強化

《今後の方向性》世代を超えたボランティア間の交流や、若い世代のボランティア活動の支援強化

(5) 身近な地域のイベントやサロン活動のあり方を考える調査研究（新規事業）

《実施事業》地域のイベントやサロン活動の実態調査および提案

《今後の方向性》高齢者の孤立を防ぐための地域のイベントやサロン活動のあり方について、調査および地域への提案を実施

(6) マンションと連携した地域づくり（新規事業）

《実施事業》マンション入居者を対象とした、地域福祉や福祉サービスに関する出前講座や相談会

《今後の方向性》社会的孤立を起因とする諸問題の予防や早期発見、解決に向けた取り組みを推進

(7) 地域福祉の更なる充実を目指した地域支援者同士の連携強化（新規事業）

《実施事業》地域支援者の連携状況の調査、連携のあり方についての検討、PRパンフレットを活用した啓発

《今後の方向性》多様化、複雑化する福祉ニーズに対応するため、地域支援者同士の連携強化を図る

(8) 災害時の助け合いを実現するための見守り体制の構築（新規事業）

《実施事業》災害時避難行動要支援者名簿に対応した見守りマップ作成、災害時の支援者の検討

《今後の方向性》災害時に一人も取り残さない支援を実現するため、住民同士の見守り体制の構築を推進

(9) 権利擁護事業の研修会の実施と担い手の拡充（継続事業）

《実施事業》権利擁護事業研修、生活支援員養成研修

《今後の方向性》地域のネットワークを活かした権利擁護事業（日常生活自立支援事業、法人後見事業）の推進

(10) 人生を自分らしく生き抜くためのサポート事業（新規事業）

《実施事業》相続などに関する講演会、弁護士及び司法書士など専門家による相談会、死後事務の調査研究

《今後の方向性》相続、成年後見制度、介護、認知症、死後事務などについての総合的な相談対応を実施

第4章 計画の進め方

本計画の進捗状況は、第1期、第2期計画に引き続き、市民参加型の進捗管理機関『大野城市やすらぎのまち市民協議会』においてチェックし、PDCAサイクルに基づき進捗管理を行う。